

水戸市条例改正の概要について

1 改正理由

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）の改正に伴い、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における適用面積等の規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行いました。

2 主な改正内容

項目	令和6年度	改正（令和7年4月1日以降）
(1) 条例の適用面積	「災害の防止」及び「生活環境の保全」に係る規制ともに5,000㎡未満	ア 「災害の防止」に係る規制について、上限なしに改めました。
		イ 「生活環境の保全」に係る規制について、3,000㎡以下に改めました。
(2) 許可申請手数料	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積が、5,000㎡未満のものを規定	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積が、5,000㎡を超えるものまで拡大して規定しました。

3 施行期日

令和7年4月1日

※ 詳細情報は、水戸市のウェブページをご覧ください。下のQRコードからリンクします。

URL : <https://www.city.mito.lg.jp/site/haikibutsu/50942.html>

